

■ 水道料金および下水道使用料の支払猶予

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が著しく減少したなどにより、水道料金・下水道使用料の支払いが困難な場合、申請により納期限を最長4か月猶予します。

対象 上水道および下水道使用者で、一時的に水道・下水道料金の支払いが困難になった人

必要書類 なし
申請方法 電話・窓口で口答申請
申請先 市役所上水下水道課庶務係

問) 上水下水道課庶務係 (☎43-7168)

■ 障害福祉サービス等利用者負担の軽減

世帯の収入が事業または業務の休・廃止などにより減少し、所得見込が前年の所得に比して著しく減少した場合、利用者負担を軽減します。

必要書類 申請書、所得見込みの減少が確認できる書類

問) 福祉課地域福祉係 (☎43-7148)

■ 養護老人ホーム月額費用徴収額の減免

収入の著しい減少や支出の著しい増加によって費用負担能力が著しく減少した場合、月額費用徴収の減免を行います。

問) 介護保険課介護福祉係 (☎40-0222)

■ 介護保険居宅介護サービス費および介護予防サービス費並びに第1号事業支給費の特例

事業または業務の休・廃止、事業における著しい損失、失業などにより、被保険者またはその属する世帯の主たる生計維持者の総収入見込額が生活保護基準130%未満である場合、利用者負担の一部を軽減します。

必要書類 ▷給与証明書、年金証明書、収入または無収入を証明する書類
▷疾病などによる収入の減少の場合は、医師の診断書など
▷失業などによる収入の減少の場合は、雇用保険受給証明書または休・廃業していることを証明することができる書類

問) 介護保険課介護福祉係 (☎40-0222)

子どもや学びの継続に関すること

市立学校に通う子どもの保護者への援助

■ 就学援助（学用品費などの援助）

経済的理由で、小・中学校および義務教育学校への就学が困難な家庭に対して、学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費などを援助します。

対象 1 府中市に居住している。
2 府中市立小学校、中学校または義務教育学校に就学する児童、生徒の保護者
3 1または2に該当し、教育委員会が審査のうえ援助が必要と認めた場合

該当要件 市民税が非課税または減免、個人事業税が減免、固定資産税が減免、国民年金保険料が減免、国民健康保険税が減免または徴収猶予、児童扶養手当を受給、生活福祉資金の貸し付けを受けているなど

※新型コロナウイルスの影響による収入の減少の場合は、相談してください。

問) 学校教育課学事係 (☎43-7193)

収入減少に関するもの

■ 修学奨学金返済計画の見直し相談

収入の減少によって、修学奨学金の返済が困難な場合、返済計画の見直しについて、相談を受け付けます。

問) 学校教育課学事係 (☎43-7193)